

葛巻町中小企業振興資金融資規則

平成27年 3月17日規則第1号
改正 平成28年 3月17日規則第17号
改正 平成31年 3月12日規則第3号
改正 令和2年 3月6日規則第1号
改正 令和4年 9月29日規則第11号

(目的)

第1条 この規則は、町が指定する金融機関に融資枠を設定し、町内の区域内の中小企業者に対して事業資金の融資を岩手県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証を付して行うことにより、中小企業の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次に掲げるものをいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める会社及び個人

イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号及び第2号及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条第1項及び第2項並びに第1条の2に定める業種を主たる事業とする会社及び個人。会社とは、合名会社、合資会社、株式会社（特定有限会社含む。）及び合同会社をいうが、公認会計士法（昭和23年法律第103号）に基づく「監査法人」、弁理士法（平成12年法律第49号）に基づく「特殊業務法人」、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく「弁護士法人」、税理士法（昭和26年法律第237号）に基づく「税理士法人」、司法書士法（昭和25年法律第197号）に基づく「司法書士法人」、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）に基づく「社会保険労務士法人」、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に基づく「土地家屋調査士法人」及び行政書士法（昭和26年法律第4号）に基づく「行政書士法人」も含まれる。

ウ 中小企業信用保険法第2条第1項第5号に定める業種を主たる事業とする法人

エ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に定める特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。）

オ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に定める事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、企業組合、協業組合及び商工組合

カ 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条に定める商店街振興組合

キ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に定める生活衛生同業組合

(2) 金融機関 株式会社岩手銀行、盛岡信用金庫の各葛巻支店をいう。

(3) 事業資金 運転資金及び設備資金をいう。

(融資対象者)

第3条 融資の対象となる者（以下「融資対象者」という。）は、前条第1号に規定する中小企業者であって、次のいずれにも該当するものとする。ただし、金融機関取引停止中の者を除く。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、町内において、原則として1年以上引き続き同一事業を営む者であること。
- (2) 町税を滞納していない者であること。
- (3) 協会の保証対象業種を営む者であること。

(資金の使途)

第4条 資金の使途は、運転資金及び設備資金とする。

(融資限度)

第5条 一融資対象者に対する融資金(以下「融資金」という。)の限度額は、次のとおりとする。

- (1) 運転資金 1,000万円
- (2) 設備資金 1,000万円

2 前各号の資金を併用した場合の融資限度額は、1,000万円とする。

(融資期間)

第6条 融資期間は、資金の種類及び使途に応じ、次のとおりとする。

- (1) 運転資金 5年以内(6か月以内の据置期間を置くことができる。)
- (2) 設備資金 7年以内(1年以内の据置期間を置くことができる。)

(償還方法)

第7条 融資金の償還は、原則として割賦償還とする。

(融資利率)

第8条 融資利率は、金融機関の所定利率とする。

(連帯保証人)

第9条 連帯保証人は、原則として法人代表者を除き不要とする。ただし、「経営者保証に関するガイドライン」の要件に該当する場合及び協会と金融機関が特に認めた場合は、法人の代表者を連帯保証人に付さないことができるものとする。

2 前項ただし書に該当しない場合であっても次の各要件を具備するときは、連帯保証人を付さないものとする。

- (1) 融資申込額が100万円以下であること。
- (2) 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。)にあっては5人)以下の会社又は個人(事業協同小組合にあっては組合員の3分の2以上が特定事業(中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する事業をいう。)を営む者であるもの。企業組合にあってはその事業に従事する組合員の数が20人以下のもの。協業組合にあっては常時使用する従業員の数が20人以下のもの。医業を主たる事業とする法人にあっては常時使用する従業員の数が20人以下のもの。NPO法人にあっては常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業にあっては5人)以下のもの)であって、1年以上継続して同一事業を営んでいること。
- (3) 源泉徴収による所得税以外の所得税(法人にあっては法人税)、事業税又は所得割(法人にあっては法人税割)のある県民税若しくは町民税のいずれかについて、申込日以前1年間において納期(延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。)の到来した税額であり、かつ、当該税額(延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合はこれに係る

期限が当該申込日の翌日以降に到来するものを除く。)を完納していること。

(4) 協会の保証債務残高がないこと。

(信用保証及び保証料率)

第10条 融資金には、すべて協会の信用保証を付するものとする。

2 信用保証料率は、協会の定めるところによる。

3 町は、葛巻町中小企業振興資金保証料補給規則に基づいて保証料を補給する。

ただし、平成29年1月10日以降の条件変更により発生した保証料は補給しない。

(その他の融資条件等)

第11条 第4条から前条までに定めるもののほか、融資金の融資条件及び信用保証については、それぞれ金融機関及び協会の定めるところによる。

(融資の申請)

第12条 融資を受けようとする者は、葛巻町中小企業振興資金融資申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を金融機関に提出するものとする。

(調査)

第13条 申請書の提出を受けた金融機関は、速やかに所要の調査を行うものとする。

(融資及び信用保証)

第14条 金融機関は、申請書を受取り、調査した結果、その申請に応ずることが適当と認めるときは、協会と協議の上、融資を行うものとする。この場合において、金融機関は、葛巻町中小企業振興資金融資決定報告書(様式第2号)により、町長に報告するものとする。

(期中管理)

第14条の2 申込中小企業者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。)の特定中小企業であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合、取扱金融機関は、貸付を実行した日から5年にわたり、モニタリングを行うものとする。

2 取扱金融機関は、半期に一度、信用保証協会に対し、モニタリング内容を電子媒体で報告するものとする。

3 取扱金融機関は、半期末時点における中小企業者の直前の決算が償却前経常利益黒字かつ資産超過である場合、当該中小企業者に係る報告内容の記載を省略することができるものとする。

4 取扱金融機関が上記2の報告を行わなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。

(融資期間の延長)

第15条 金融機関は、この規則に規定する融資を受けた者が第6条に定める期間内に融資金の償還を終えることができないと認めるときは、その者の申請に基づき、協会と協議の上、融資期間を延長することができるものとする。

(融資金の管理)

第16条 融資金の管理は、金融機関及び協会が行うものとする。

(報告)

第17条 金融機関は、融資について、毎月末における状況を葛巻町中小企業振興資金融資状況報告書(様式第3号)により翌月10日までに町長に報告するものとする。

2 金融機関は、資金の繰上償還があった場合は、葛巻町中小企業振興資金繰上償還報告書(様式第4号)により当該繰上償還があった翌月10日までに町長に報告するものとする。

3 協会は、資金の代位弁済があった場合は、葛巻町中小企業振興資金代位弁済報告書(様式第5号)により当該代位弁済があった翌月10日までに町長に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。